

「明日のみずき野を考える会」会則

(名称・事務局)

第1条 本会は「明日のみずき野を考える会」と称し、事務局は会長宅に置く。

(目的)

第2条 みずき野の将来を考えたとき、解決に向けて、長期にわたる多方面からの対策が必要と考えられる「住みよいまちづくり」、「少子高齢化への対応」等の課題について、その解決に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は前条の目的に賛同したみずき野在住の者をもって組織する。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 課題についての調査・研究・検討。
- 2 課題に関係する機関への提案・協力をを行い解決に取り組む。
- 3 情報交換会、親睦会の実施。
- 4 その他、目的を達成するために必要な活動。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長1名、事務局3名。
- 2 会長は会を代表し会務を遂行する。副会長は会長を補佐する。事務局は本会の記録、広報、会計を執り行う。

(役員を選出・任期)

第6条 本会の役員は会員の互選とし、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条 本会は全体会、分科会を持つ。

- 1 (全体会) 原則として毎月の第1日曜日に開催。
- 2 (分科会) 必要に応じて、課題ごとに設置し、解決方法を考え全体会に提言。

(会計)

第8条 活動に必要な経費は会員・賛助会員の会費及び寄付金を充当する。

(活動年度及び会計年度)

第9条 本会の活動及び会計年度は毎年4月1日から3月31日迄とする。

(細則)

第10条 本会の運営に関し、必要な事項は別にこれを定める。

(付則)

- 1 本会則は平成18年7月2日から施行
- 2 平成21年7月5日改定